

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成22年7月30日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 浦辺 信一

1. 業務概要

1) 業務名 平成22年度交通円滑化施策と連携した新たな公共交通システム検討業務

2) 業務内容: 本業務は、交通円滑化施策として道路整備及び既存のバス、モノレール及び新たな公共交通機関を含め、機能分担することによる交通円滑化効果を踏まえた総合的な都市交通体系の可能性について検討を行い、今後の交通円滑化施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3) 履行期限 平成23年3月20日

4) 本業務は参加表明書、技術提案書、見積書の提出などを電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務(土木関係建設コンサルタント業務)に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

2) 設計共同体

1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年7月30日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示)に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から土木関係建設コンサルタント業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けている者であること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- 1) 同種又は類似の業務の実績等
- 2) 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等
- 3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- 1) 技術職員の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種業務の実績の内容、業務成績、
実施方針等

5. 手続等

1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎2号館
内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係
電 話：098-866-0031（代表）
2526（内線）
FAX：098-861-3654

2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成22年7月30日（金）から平成22年9月9日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

但し、電子入札に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記5. 1)において上記の期間で配布する。

3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成22年8月6日（金）午後5時15分 上記5. 1)に同じ。

(1) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

(2) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参により提出すること。

4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

平成22年9月10日（金）午後5時15分 上記5. 1)に同じ。

(1) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

(2) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参により提出すること。

6. その他

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金 免除。
- 3) 契約書作成の要否 要。
- 4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- 5) 関連情報を入手するための照会窓口 5. 1) に同じ。
- 6) 2. 1) (2) に掲げる一般競争(指名競争) 参加資格の認定を受けていない単体企業又は2. 2) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争) 参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も5. 3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- 7) 詳細は業務説明書による。

7. Summary

- 1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Shinichi Urabe, Director of Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet office.
- 2) Subject matter of the contract: The new public transport system examination duties that cooperated with a traffic facilitation measure.
- 3) Time limit to express interests by electronic bidding system: 17:15 6 August 2010
- 4) Time limit for the submission of proposals: 17:15 10 September 2010
- 5) Contact point for tender documentation:
Administration Division, Development Construction
Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, Government of Japan
2-1-1 Omoromachi, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0006 Japan.
Tel: 098-866-0031 Fax: 098-861-3654